

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会役員等の報酬
及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬を支給する。

2 役員等が本会の業務のため出張したときは、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会旅費規定に基づき旅費を支給することができる。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程は、廃止する。

別表（第3条関係）

種 別	報 酬	
	区 分	金 額（円）
会 長	月 額	30,000
理 事	会 議 等 出 席 1 回 に つ き	3,000
監 事		
評 議 員		
評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 委 員		